

**横浜美術館展示室等（ギャラリー8・ギャラリー9・美術図書室・公園口・西口）
ネーミングライツ公募要項**

1 趣旨

横浜市では、美術文化の振興と市民の美術に関する学習、創作活動等に寄与することを目的に横浜美術館を設置、運営しています。また、美術館の設置目的の達成や施設の持続可能性の確保に向け、「横浜市文化基金」により、収蔵する新規作品の購入を行っています。

今後も、来訪者に新たな気づきや感動を与えとともに、施設の魅力を高め、多くの人々が訪れることで地域活性化につなげることを目指し、継続的に収蔵作品を購入することを目的として、横浜美術館の展示室等へのネーミングライツ（施設命名権）スポンサーの募集を行います。

2 公募主体

横浜市（にぎわいスポーツ文化局）

3 応募できる者

- (1) 自らネーミングライツスポンサーとなることを希望する団体等が契約することができます。
- (2) 政治団体・宗教団体、公職にあるものが役員を務める団体は契約できません。
- (3) 横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準の規定に違反する団体等は契約できません。
- (4) 契約者の所在地については横浜市内外を問いません。

4 対象施設

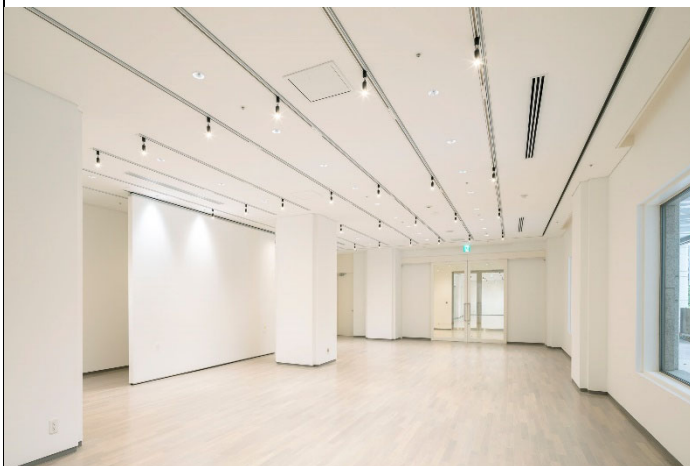
横浜美術館 展示室（ギャラリー8、ギャラリー9）、美術図書室、出入口（公園口、西口）
横浜市西区みなとみらい3丁目4-1
※施設概要は【参考】を参照ください。

5 募集内容

愛称の募集対象について	横浜美術館の展示室等が対象となります。 ※美術館全体へのネーミングライツではありません。
募集方法	展示室等ごとに募集します。 ※1者が全ての展示室等に応募することも可能です。 ※1者が複数箇所応募する場合は、展示室等ごとにご提案いただきます。 (共通する提出物については一部省略可能)
愛称の募集対象展示室等平面図	<p>The floor plan illustrates the museum's layout across two floors. On the 2nd floor (2F), the target areas for naming rights are circled in red: the Art Library (美術図書室), Gallery 9 (ギャラリー9), the Park Entrance (公園口), Gallery 8 (ギャラリー8), and the West Entrance (西口). Other labeled areas include the Grand Gallery (グランドギャラリー), Collection Entrance (コレクション出入口), Cafe (カフェ), Museum Shop (ミュージアムショップ), Lecture Hall (レクチャーホール), Project Space (プロジェクトスペース), Children's Atelier (子どものアトリエ), and Citizen's Atelier (市民のアトリエ). On the 1st floor (1F), the Parking Lot (駐車場) and Grand Gallery (グランドギャラリー) are shown, along with the Main Entrance (美術館正面入口) and Lecture Hall (レクチャーホール).</p>

愛称の募集対象展示
室等詳細①

○対象 ギャラリー8



○面積 173.40 m²

○概要 大規模改修後新設された無料ギャラリー。独立した空間となっており、横浜美術館収蔵作品の展示をはじめ、多様な事業を展開する予定です。

※愛称の命名にあたっては利用者の混乱を避けるため、「○○ギャラリー」又は「ギャラリー○○」という愛称（英語表記可）とし、商品（ブランド）やキャラクター名の愛称は不可とします。

※正式名称である「ギャラリー8 Gallery 8」と併記することが条件となります。

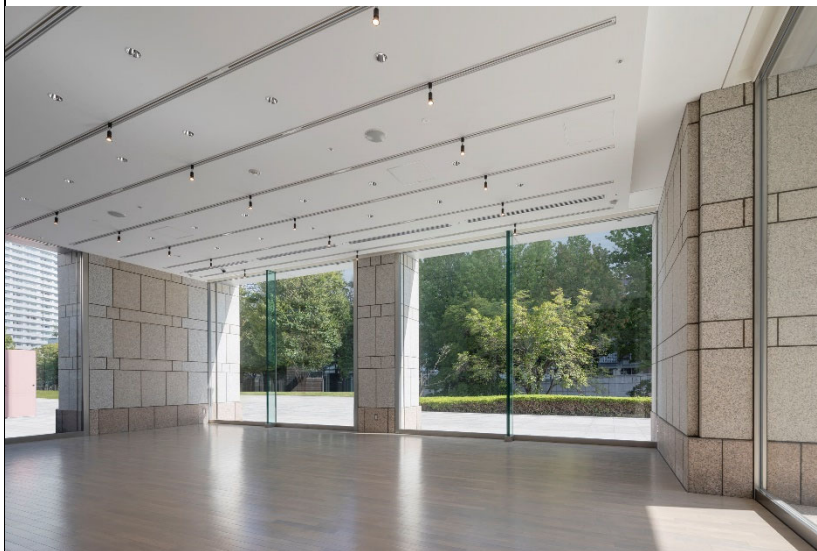
※愛称の掲示が想定される場所

【入口上部またはガラス面】



愛称の募集対象展示
室等②

○対象 ギャラリー9



○面積 93.38 m²

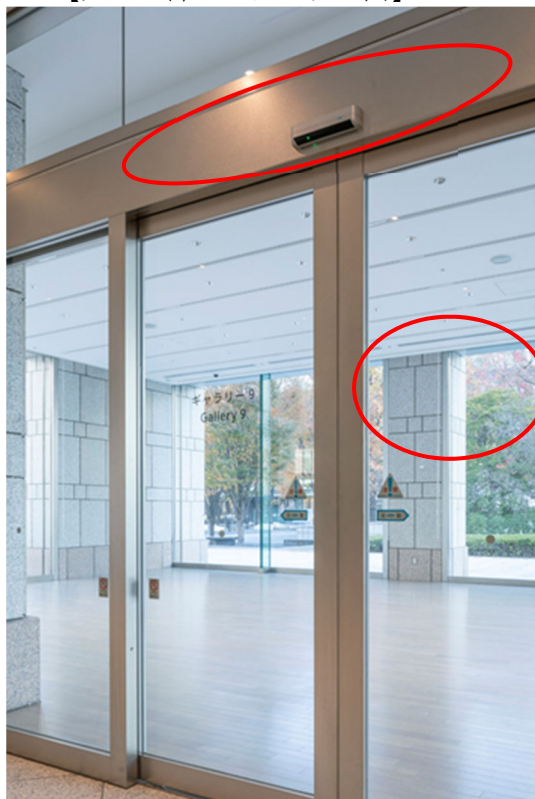
○概要 大規模改修後新設された無料ギャラリー。ガラス張りであり、屋外（グランモール公園側）からも作品鑑賞が可能となっています。横浜美術館収蔵作品の展示をはじめ、多様な事業を展開する予定です。

※愛称の命名にあたっては利用者の混乱を避けるため、「○○ギャラリー」又は「ギャラリー○○」という愛称（英語表記可）とし、商品（ブランド）やキャラクター名の愛称は不可とします。

※正式名称である「ギャラリー9 Gallery 9」と併記することが条件となります。

※愛称の掲示が想定される場所

【入口上部またはガラス面】



【公園側ガラス面】



愛称の募集対象展示
室等③

○対象 美術図書室



○面積 234.4 m²

○概要 美術に関する書籍約24万冊が閲覧可能な無料の図書室。大規模改修によりロビーフロア(2階)に移設され、グランモール公園側に入口を配置し、来館しやすい作りとしています。

※愛称の命名にあたっては利用者の混乱を避けるため、「○○図書室」又は「○○ライブラリー」という愛称(英語表記可)とします。

※正式名称である「美術図書室 Art Library」と併記することが条件となります。

※愛称の掲示が想定される場所

【入口上部またはガラス面】



○対象 公園口



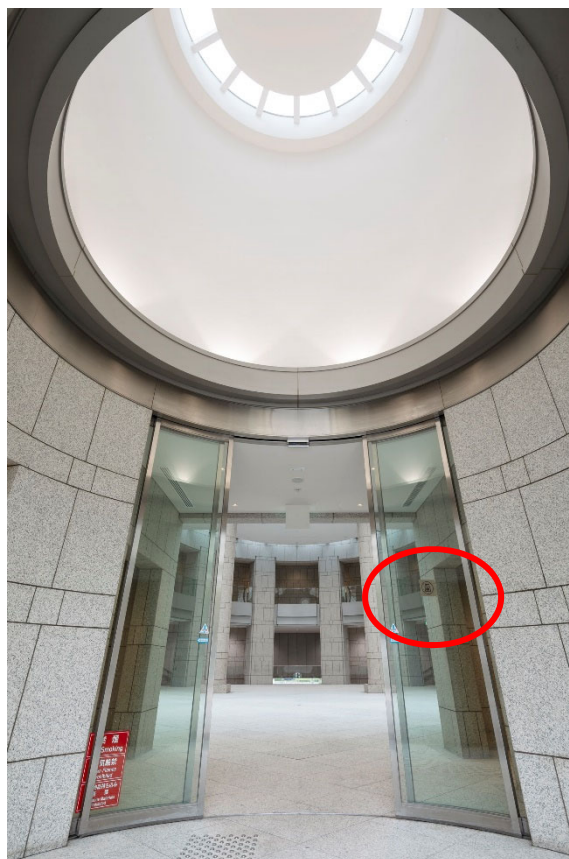
○概要 グランモール公園に面した横浜美術館のメインエントランス。グランドギャラリーに繋がっており、徒歩での来館者が多く使用します。

※愛称の命名にあたっては利用者の混乱を避け、出入口の愛称であることを示すため、「〇〇ゲート」「〇〇エントランス」「〇〇口」という愛称（英語表記可）とします。

※正式名称である「公園口 Main Entrance」については括弧書きでの表示又は愛称と併記することが条件となります。

※愛称の掲示が想定される場所

【入口ガラス面】



愛称の募集対象展示室等⑤

○対象 西口



○概要 美術館の西側に設置されたサブエントランス。屋外駐車場を利用する来館者が多く使用します。

※愛称の命名にあたっては利用者の混乱を避け、出入口の愛称であることを示すため、「〇〇ゲート」「〇〇エントランス」「〇〇口」という愛称（英語表記可）とします。

※正式名称である「西口 West Entrance」については括弧書きでの表示又は愛称と併記することが条件となります。

※愛称の掲示が想定される場所

【入口ガラス面】



契約期間
(愛称使用期間)

原則5年3か月とし、契約の満了日は3月31日とします。
※契約終了年以降の契約継続に関しては優先交渉権があります

その他契約に係る条件

○ネーミングライツ導入時及び契約期間満了時等における、展示室等への愛称の掲示及び撤去、並びにホームページ等 Web サイト上の表示変更等を希望し、行った場合の経費については、スポンサーの負担とします。

○契約料の支払いは年度単位とします。

○年度途中から契約開始の場合は、初年度の契約料は月割された金額となります。

○スポンサーの責めにより契約が解除された場合の契約料は返還できません。

○スポンサーとして、横浜美術館及び横浜市に関連する広報活動の協力など、横浜美術館の魅力向上や、横浜美術館を起点とした地域貢献・地域活性化につながる提案をしてください。

命名権料	ギャラリー 8 : 年額 100 万円以上 ギャラリー 9 : 年額 200 万円以上 美術図書室 : 年額 100 万円以上 公園口 : 年額 200 万円以上 西口 : 年額 100 万円以上 (市への納入額・税抜)
命名権料の使用用途	横浜美術館に収蔵する美術作品の新規購入用原資とします(横浜市文化基金へ納入)。
ネーミングライツ(命名権)の範囲	<p>○スポンサーの団体名または商品(ブランド)名等※を付けることができます。 ※利用者の混乱を避けるため、ギャラリーについては商品(ブランド)やキャラクター名の愛称は不可とします。 ※企業ロゴの掲示はできません。</p> <p>【条件】</p> <p>① 施設・展示室等の魅力を高めるようなふさわしい愛称を付けてください。 ② 愛称は 10 文字以内(平仮名、カタカナ、漢字、アルファベット、数字等)とします。「ギャラリー」「図書室」「エントランス」等指定の文字及び括弧書き又は併記される正式名称は除いて 10 文字) ③ 正式名「横浜美術館ギャラリー 8」、「横浜美術館ギャラリー 9」、「横浜美術館美術図書室」、「横浜美術館公園口」及び「横浜美術館西口」は変更しませんが、横浜市及び指定管理者は、対外的に「愛称」を使用します。 ④ 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の名称変更はできません。 ⑤ 提案された愛称名については、横浜市が設置するネーミングライツ導入検討会(以下、「導入検討会」という。)における検討結果や市民意見募集等を踏まえ、決定します。検討の結果、施設利用者や市民に混乱や支障を生じさせる、景観上の規定に準じていない、周辺地域への影響が大きい、などの場合は申込者に対して愛称名の再提案を求める場合がありますのでご了承ください。</p>
スポンサーメリット	<p>以下のスポンサーメリットについて、希望により選択できます。</p> <p>① 対象展示室等の入口において、愛称の掲示を行います。 ただし、横浜美術館は、「景観協議地区(みなとみらい 2 1 中央地区)」及び「みなとみらい 2 1 街づくり基本協定」の対象地区となっています。愛称等の表示にあたり、屋外の公衆に向けて表示されるもの(ギャラリー 9、公園口、西口)については、各規準を遵守する必要があります。</p> <p>② 展示室等の入口における看板(切り文字)、シート等での掲示※及び各種広報印刷物・ホームページ等(変更範囲・箇所については横浜市及び指定管理者と要協議)への愛称露出を通じてのマスコミ・市民等への PR ※館全体の案内図及び誘導サインについては愛称を掲示しません。</p> <p>③ 企画展の展覧会チケット提供(各展につき 20 枚)</p> <p>④ スポンサー提供のパンフレット、チラシ等を美術館内のラックに配架 ※配架できるパンフレット、チラシ等は事前に横浜市及び指定管理者の許可を得たものに限りします。</p> <p>⑤ その他(上記以外のご希望について、横浜美術館の設置目的や関係法令等の規定を踏まえ、協議の上決定します)</p>
備考	<p>○愛称掲示に係るすべての看板(切り文字)、シート等のデザインについては、横浜市及び指定管理者の指定するデザイン業者と協議の上、制作となります。 ※原則、現行の館内サインに準じたデザインを予定しています。</p> <p>○希望により対象展示室等に移動可能な縦看板を追加設置するなどの愛称掲示も可能とします。(ギャラリー内は不可等、指定する場所での掲示となります。)</p> <p>○看板(切り文字)、シート等の制作期間や、Web サイトの変更にかかる期間の都合により、掲示方法ごとに愛称掲示の開始時期が異なる場合があります。</p> <p>○展示作品の入れ替え期間等、定められた休館日以外にも休館・休室する場合があります。</p> <p>○優先交渉権者の選定にあたっては、提案いただいた内容に関して、本市から具体的な提案内容や記載の趣旨等を追加で確認させていただくことがあります。</p> <p>○展示室等への愛称の掲示にかかる経費については掲示方法等により変わります。(概算金額については別紙 4 参照)</p>

6 募集方法等

(1) 募集期間

令和7年3月3日～から令和7年4月30日まで

(2) 申込書類等の提出

「別紙1」及び「別紙2」に必要事項を記入の上、提出。

【添付書類】

- 印鑑証明書
- 登記事項証明書【商業登記簿謄本】
- 会社概要及び直近3か年の決算報告
- 納税証明書【法人税、法人事業税、法人住民税、消費税・地方消費税（直近1年間分）】

(3) 留意事項

ア 提出は直接持参いただくか、郵送して下さい。なお、募集期間の最終日においては、令和7年（2025年）4月30日の17時必着とさせていただきます。

イ 提出された書類は複写のうえ導入検討委員会へ提示するほか、関係機関に意見を聞く目的でも使用することがあります。

ウ 提出された資料は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づき公開することがあります。

エ 申込書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

7 選定方法

公募期間終了後、横浜市が設置するネーミングライツ導入検討会の検討内容・結果及び「横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、希望契約金額、愛称案、その他要素を総合的に判断し、優先交渉権者として決定した後、当該施設のネーミングライツの導入について関係者及び市民からの意見聴取を経て、契約条件を協議したうえで契約を締結します。

※導入までの流れは、「横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」を参照してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/private-fund/naming-rights/naming-rights.html>

8 愛称使用開始までの流れ

- | | |
|------------------|-------------|
| ① スポンサーの募集 | (令和7年3月～4月) |
| ② 導入検討会による検討 | (令和7年5月) |
| ③ 優先交渉権者の選定 | (令和7年5月～6月) |
| ④ 関係者及び市民への意見聴取 | (令和7年6月～7月) |
| ⑤ 導入検討会による検討 | (令和7年8月) |
| ⑥ 契約相手方の決定及び契約締結 | (令和7年9月) |
| ⑦ 看板等製作・設置期間 | (令和7年9～12月) |
| ⑧ 愛称の使用開始 | (令和8年1月) |

※ () は公募開始時点での予定です。

9 お申込み・お問い合わせ先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市にぎわいスポーツ文化局 文化振興課

TEL：045-671-3714

FAX：045-663-5606

e-mail：nw-bunka@city.yokohama.lg.jp

【参考】横浜美術館の全体概要

施設の名称	横浜美術館				
所在地	横浜市西区みなとみらい3丁目4-1				
施設概要	竣工：昭和63年3月31日 開館：平成元年11月3日 構造：鉄骨鉄筋コンクリート8階建（一部3階建） 開館時間：10：00～18：00 休館日：木曜日、年末年始 指定管理者：（公財）横浜市芸術文化振興財団（R5.4～R15.3）				
入館者数の推移 （5年間）	年度	企画展	コレクション展	その他	合計
	H28	232,462	250,261	102,002	584,725
	H29	201,276	94,764	155,188	451,228
	H30	402,425	423,228	138,375	964,028
	R元	340,336	356,914	119,578	816,828
	R2	133,552	49,098	23,976	206,626
	（人）				
施設における直近の 主なイベント等	※令和3年3月から大規模改修のため休館（令和7年2月全館オープン）。 ○第8回横浜トリエンナーレ（令和6年3月15日～6月9日） 総来場者：58万人（全会場合計） ○コレクション展 ギャラリー8「ひっくり返す・ひっくり返る」、 ギャラリー9「ガラスとひかり」（令和6年11月1日～令和7年6月2日） ○横浜美術館リニューアルオープン記念展「おかえり、ヨコハマ」 （令和7年2月8日～6月2日）				

年 月 日

横浜市長

団 体 名：
所 在 地：
代表者職氏名：

印

別紙のとおり、【●●】へのネーミングライツについて応募します。

(連絡先)
団体名：
所在地：
担当者氏名：
電話番号：
e-mail：

別紙2

<p>1 応募する団体等</p>	<p>名称： 代表者名： 所在地： (登録簿上の本店所在地)</p>
<p>2 応募趣旨</p>	
<p>3 ネーミングライツを導入する展示室等の名称</p>	
<p>4 愛称案</p>	
<p>(英文名)</p>	
<p>5 応募の対価 (年額)</p>	
<p>6 応募の契約期間</p>	
<p>7 施設の魅力向上や、地域貢献・地域活性化につながる提案</p>	
<p>8 希望するスポンサーメリット (7の実施に必要なものも含む)</p>	
<p>9 愛称掲示の方法 (希望する場合) (入口上部に切り文字で掲示、入口ガラス面にカッティングシートで掲示、公園側ガラス面にカッティングシートで掲示 (ギャラリー9のみ)、HP等Webサイト上の表</p>	

示変更など) ※複数選択も可 ※意匠面、全体デザインの観点等からご希望に沿えない場合があります	
10 その他 横浜美術館または対象展示室等と応募する団体等との関係性、親和性について記載してください。(ある場合)	

横浜市が市税納付状況調査等必要な調査を行うことに同意します。

検討項目及び検討のポイント

① 応募団体

【ポイント】

- ・応募資格にあてはまるか
- ・経営は健全かーなど

② 応募の趣旨

【ポイント】

- ・本市のネーミングライツの目的に沿っているか など

③ 愛称案（英文表記含む）

【ポイント】

- ・市民にとって親しみやすいか、分かりやすいか
- ・施設や該当の展示室等と親和性があるか
- ・施設や該当の展示室等の価値・魅力向上につながるか
- ・施設等の管理運営に支障が生じないか など

④ ネーミングライツの対価

【ポイント】

- ・応募金額は妥当か など

⑤ 導入の期間

【ポイント】

- ・安定したネーミングライツ運用が図られる期間か など

⑥ 施設の魅力向上、地域活性化につながる提案

【ポイント】

- ・導入施設等にふさわしい内容か
- ・実現可能な内容か
- ・市等の関係機関が対応可能な内容か など

⑦ スポンサーメリットに関すること

【ポイント】

- ・施設の設置目的や関連法令等に適合する内容か など

⑧ 市民および関係者からの意見聴取の結果

⑨ その他、検討において必要な事項

【ポイント】

- ・施設や該当の展示室等と親和性の高い団体か など

別紙4

【看板等の掲示にかかる概算費用】

- 切り文字（1文字（5×5cm程度）分） ￥30,000-
- カuttingシート（現行入口ガラス面と同サイズ） ￥6,500-
（ギャラリー9公園側ガラス面を想定 40×150cm程度） ￥7,500-
- 可動式小看板（縦900mm×横450mm） ￥350,000-



※イメージ写真

- 可動式中看板（縦1,370mm×横600mm） ￥350,000-



※イメージ写真

- 看板等設置施工費 ￥50,000-（その他管理費、運送費等は別）
- デザイン費用 1つの掲示方法につき ￥200,000～￥300,000-
- ※ 2箇所以上の掲示を行う場合、2箇所目以降については ￥100,000～￥150,000-

【その他】

Web ページ改修費用については、変更箇所、範囲等によって変動するため、概算額は協議後の
お示しとなります（希望する場合）。

【備考】

全ての金額は公募開始時における目安の概算額であり、実際の金額はデザイン内容等により変更
となる場合がございます。ご了承ください。